

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号127)

外国籍被害者の支援は、小規模な団体で行われ法人格の取得は困難な場合が多く、また、その支援は都道府県の枠をこえて行われることが多いため、国からも都道府県からも財政的支援を受けにくいという事態が生じている。外国籍被害者に対して支援を提供している団体に対して法人格の有無を問わず財政的援助を実施してほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号128)

被害者当事者の自助グループとして活動するに当たり、定例会開催場所の確保や運営にどうしても資金が必要であり、支援をしてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援基金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号129)

基本計画の「警察予算からの援助」「地方交付税措置」という内容にとどまらず、公的資金による民間団体支援基金を創設して経済的援助を行うべきである。  
尚、基金設立後は、従前の管理費・事業費区分による事業費への援助にとどまらず、公的助成の対象を見直すことが必要であり、支援センターの維持にかかる基盤整備（最低限の基盤整備）の費用については補助すべきである。  
仮に公的基金による新たな基金の創設が無理であるとしても、少なくとも警察庁予算は民間団体への業務委託として間接補助金ではなく直接補助金とするなどの方法により確実に予算が実行される体制にしてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号130)

- ア 全国被害者支援ネットワーク加盟各団体が支援法第23条所定の事業を行うためには、最低でも「犯罪被害相談員3名、補助員15名」が必要である。
- イ そのためには、事業費に対する公的援助(警察庁予算における業務委託経費を含む)として、最低でも年間1,500万円が必要である。
- ウ 早期援助団体の指定を目指す団体に対し、事業費に対する公的援助として年間1,000万円以上の助成がなされなければ、指定の条件をクリアすること自体が困難である。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号131)

地方自治体からの援助といっても、委託事業としての性格から、人件費中心の援助であり、事務所賃借料、光熱費、備品等については援助がない。民間団体は、その運営に関しての財政的基盤が弱く、事務所賃借料、光熱費、備品等なども満足できない。民間団体への援助は、人件費以外の支出にも対応してほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号132)

民間基金の創設に向けてリーダーシップをとった対応をお願いしたい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号133)

県に対して補助金を請求しても、実現不可である。「自殺防止」、「DV防止」と同じく財政基盤の構築が早期に実現されるようにしてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号134)

被害者支援のための民間基金の募金について、緑の羽根、赤い羽根共同基金のように法的根拠を設けてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】